



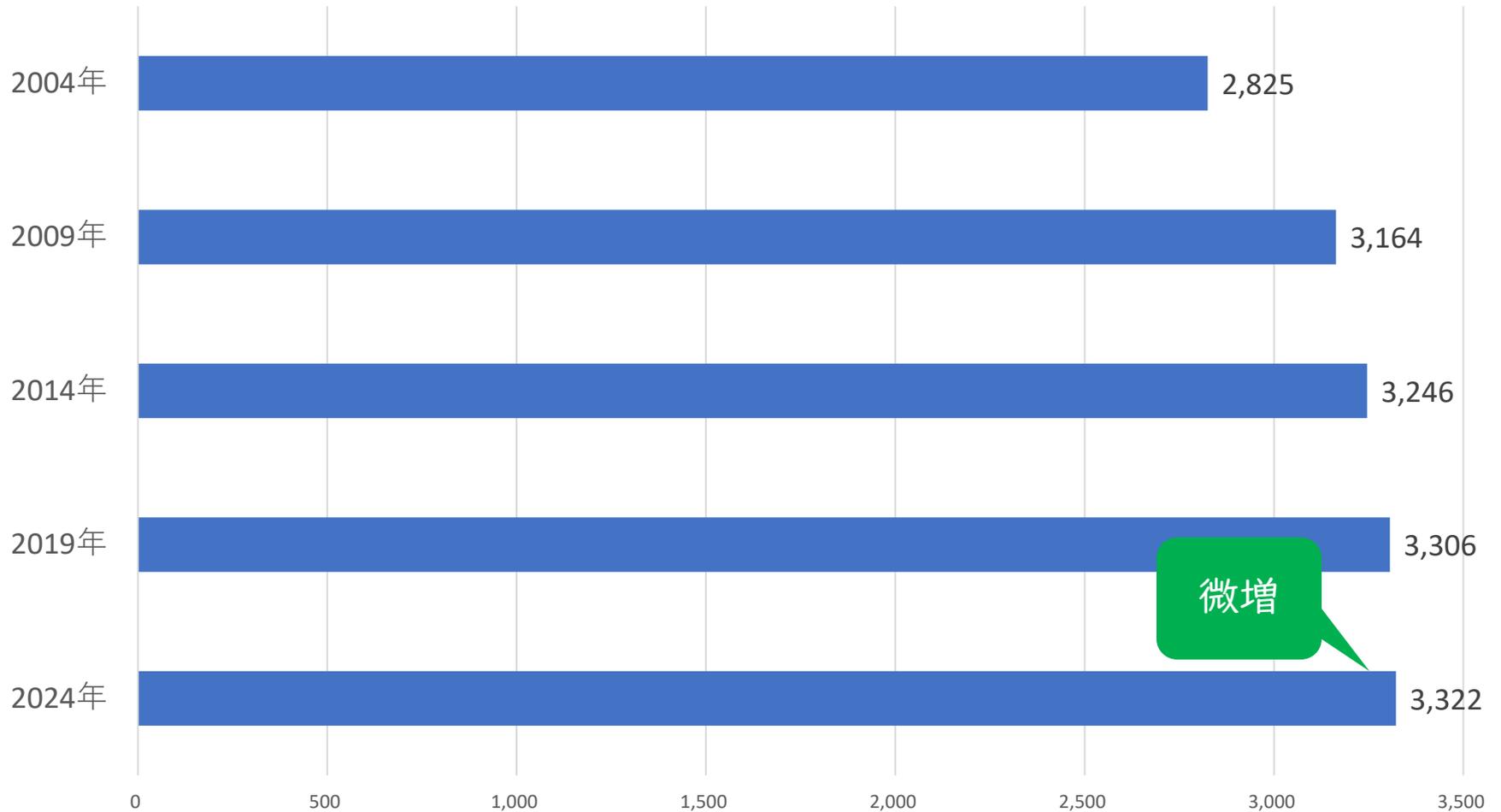
図書館の現状

2026年1月8日

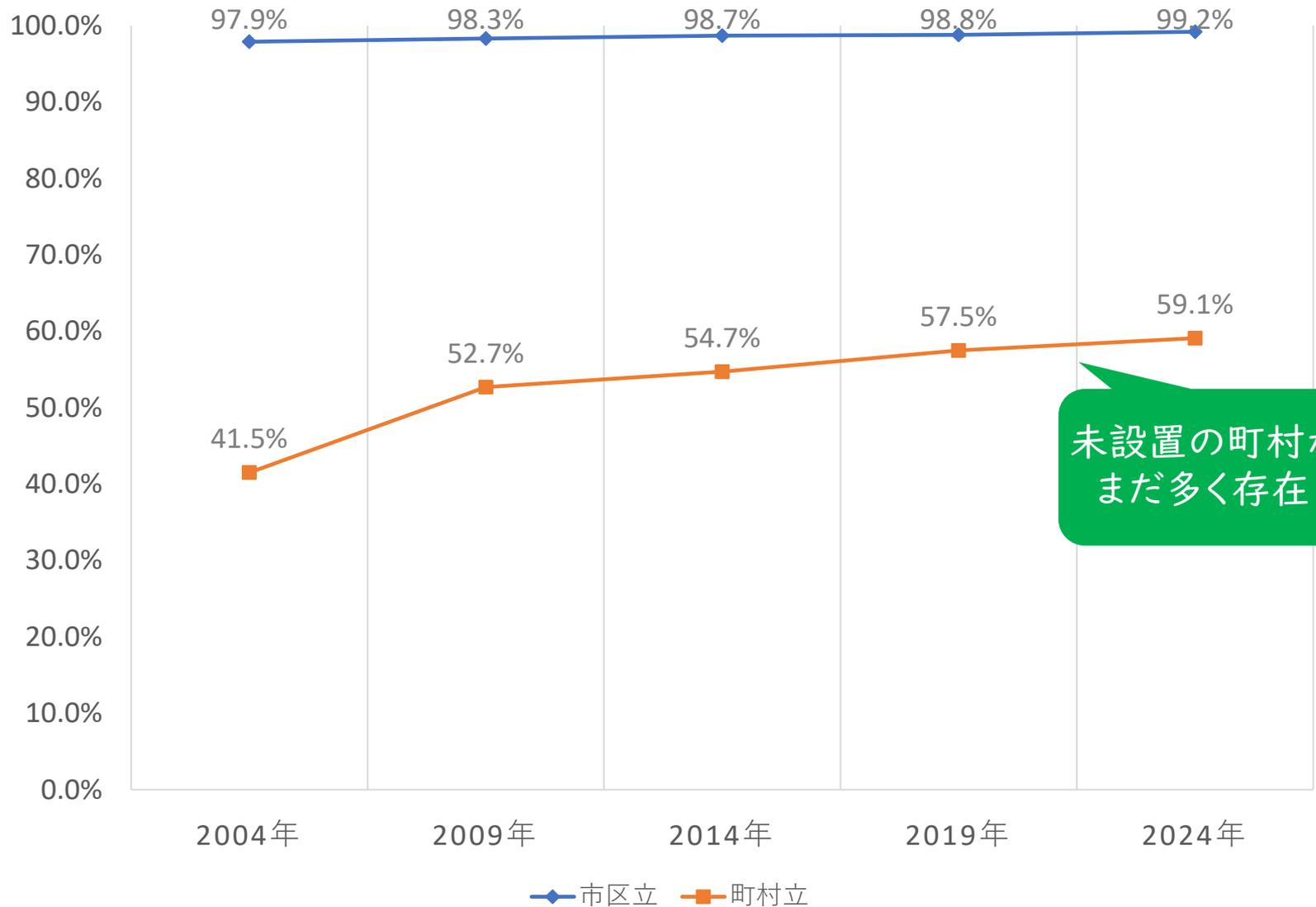
書店と図書館がつなぐ未来の読書
書店と図書館の合同研修会

田原市図書館 是住 久美子

公共図書館数の推移



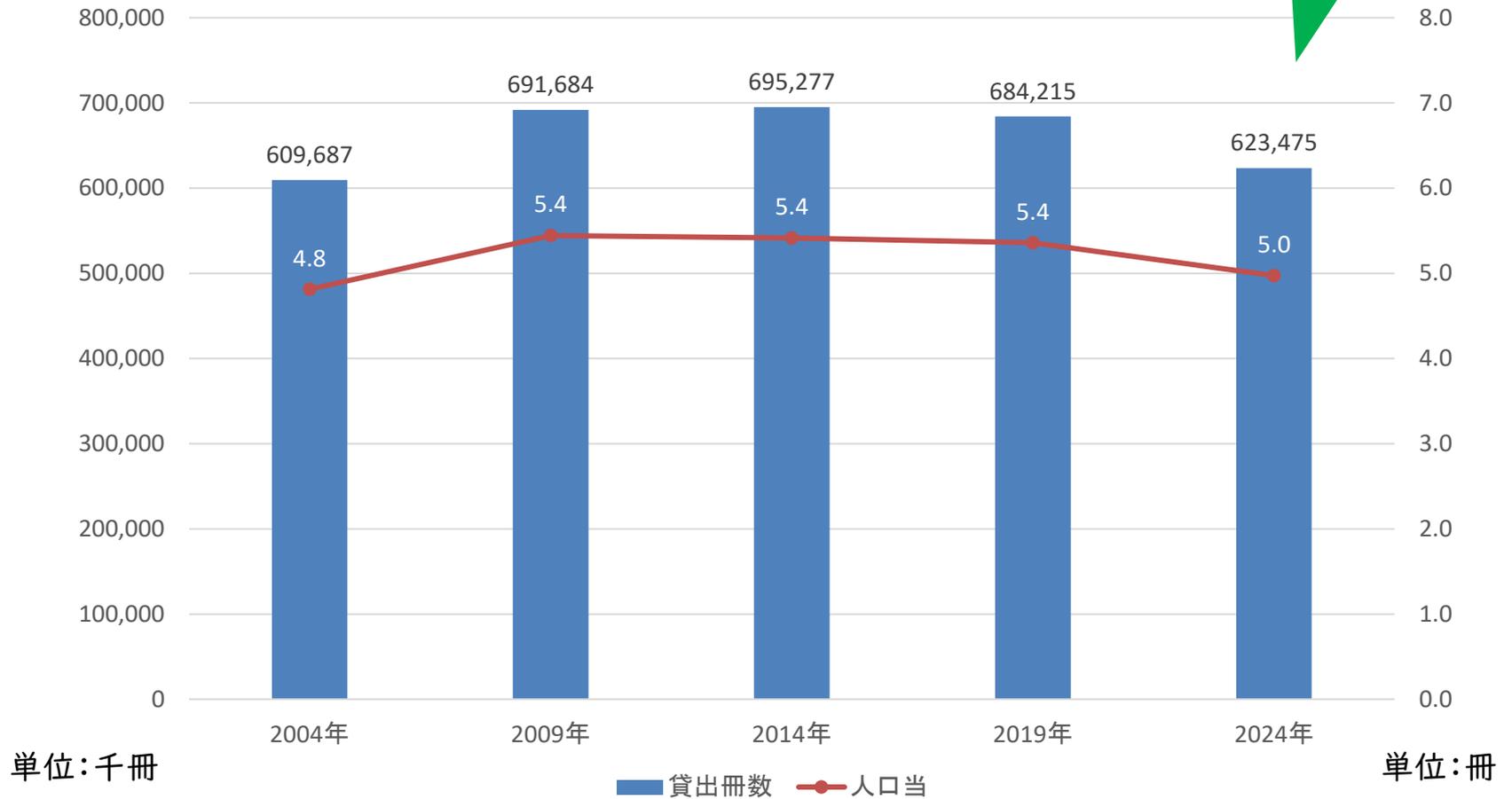
公共図書館の設置率の推移



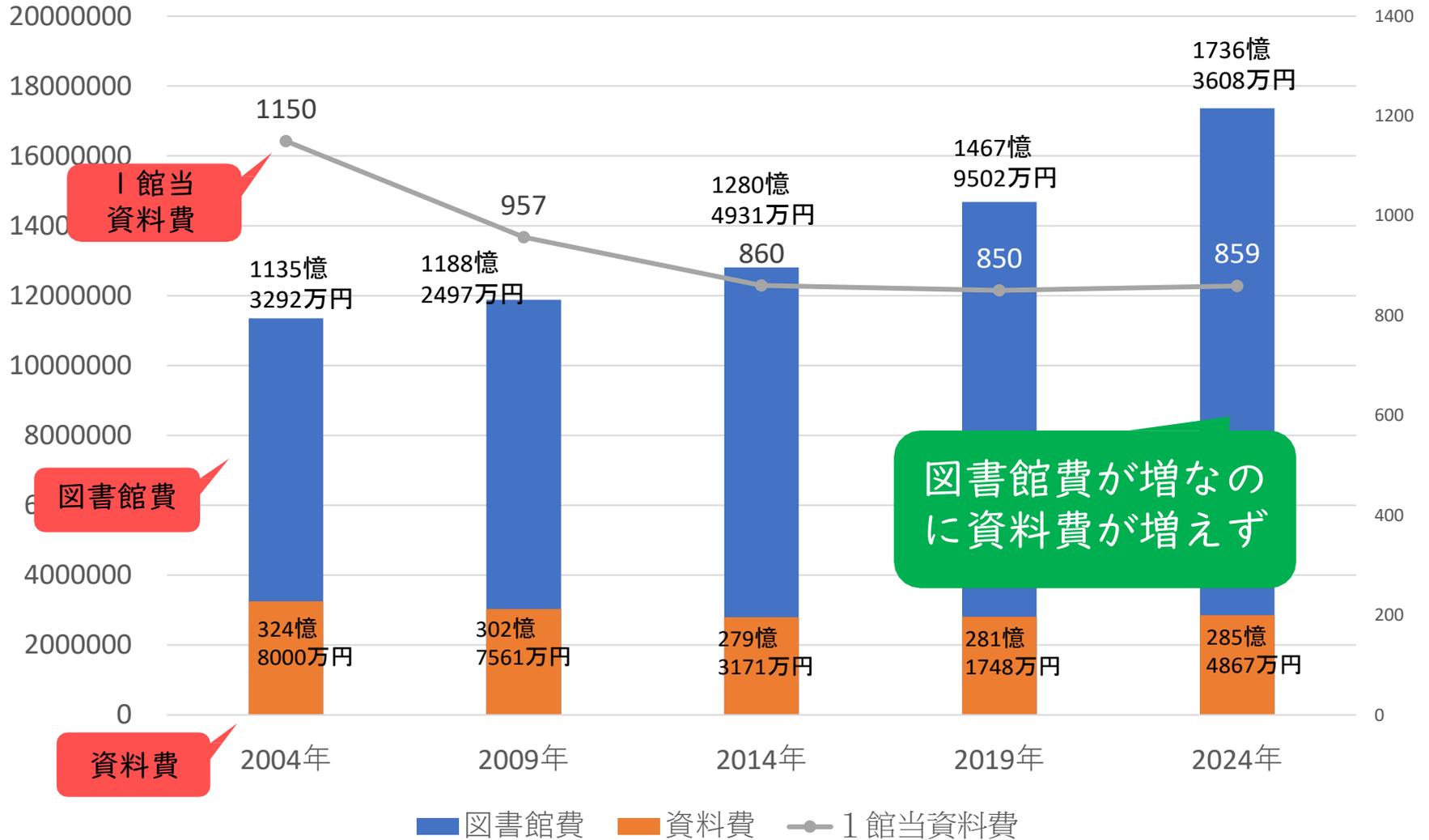
未設置の町村が
まだ多く存在

公共図書館の貸出数の推移

減少傾向

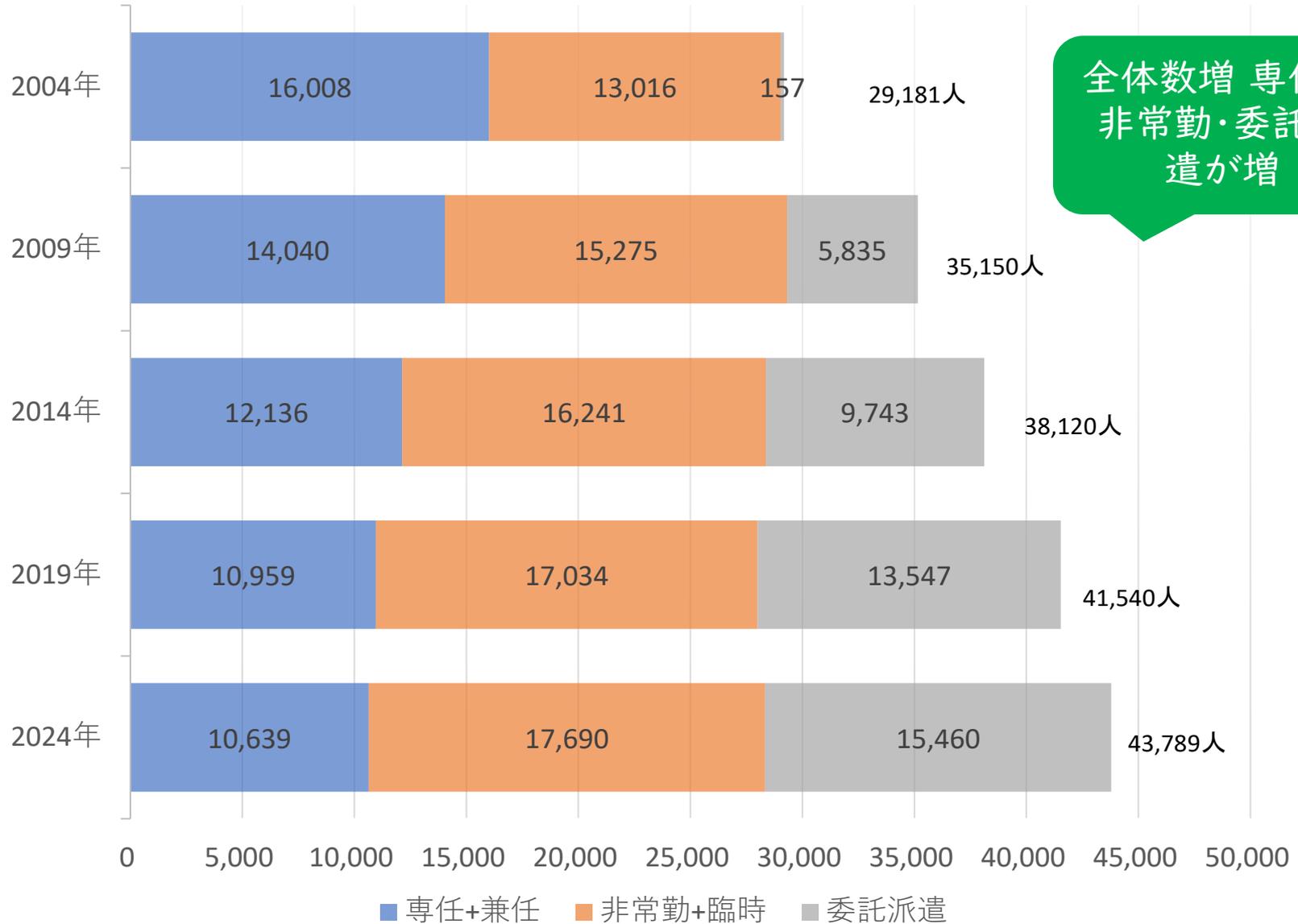


公立図書館の図書館費・資料費の推移



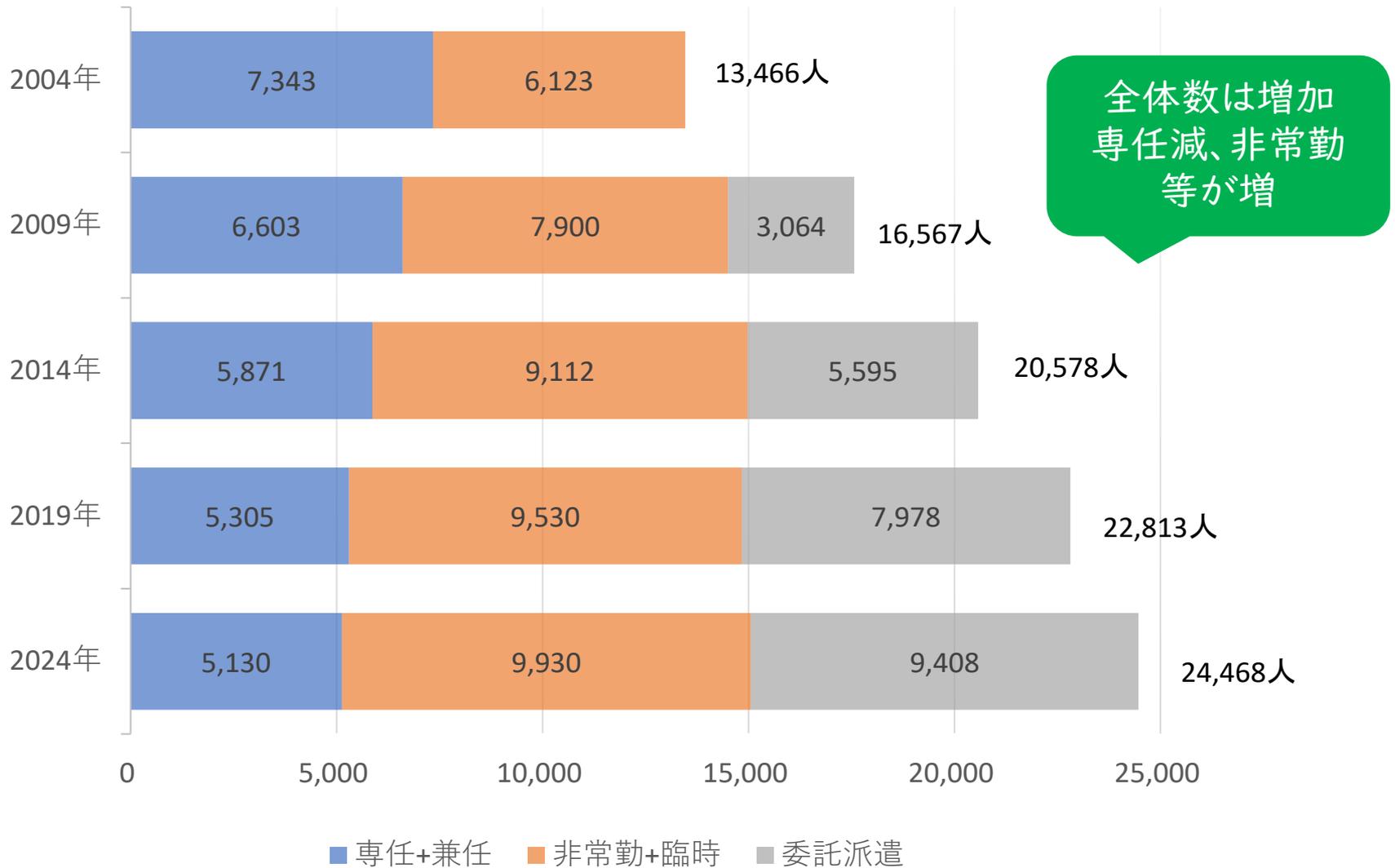
図書館費が増なのに
資料費が増えず

職員数の推移

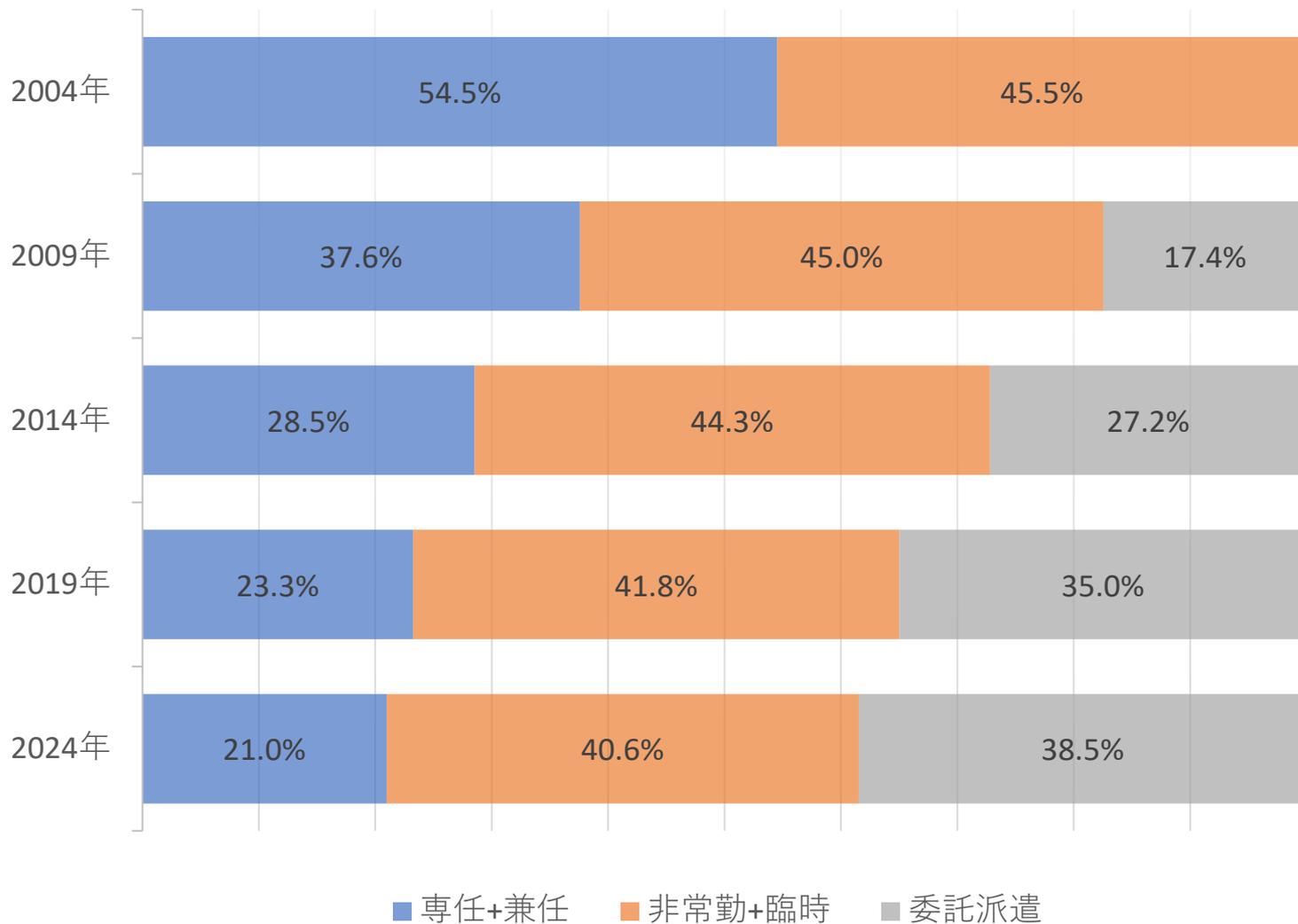


全体数増 専任減
非常勤・委託派
遣が増

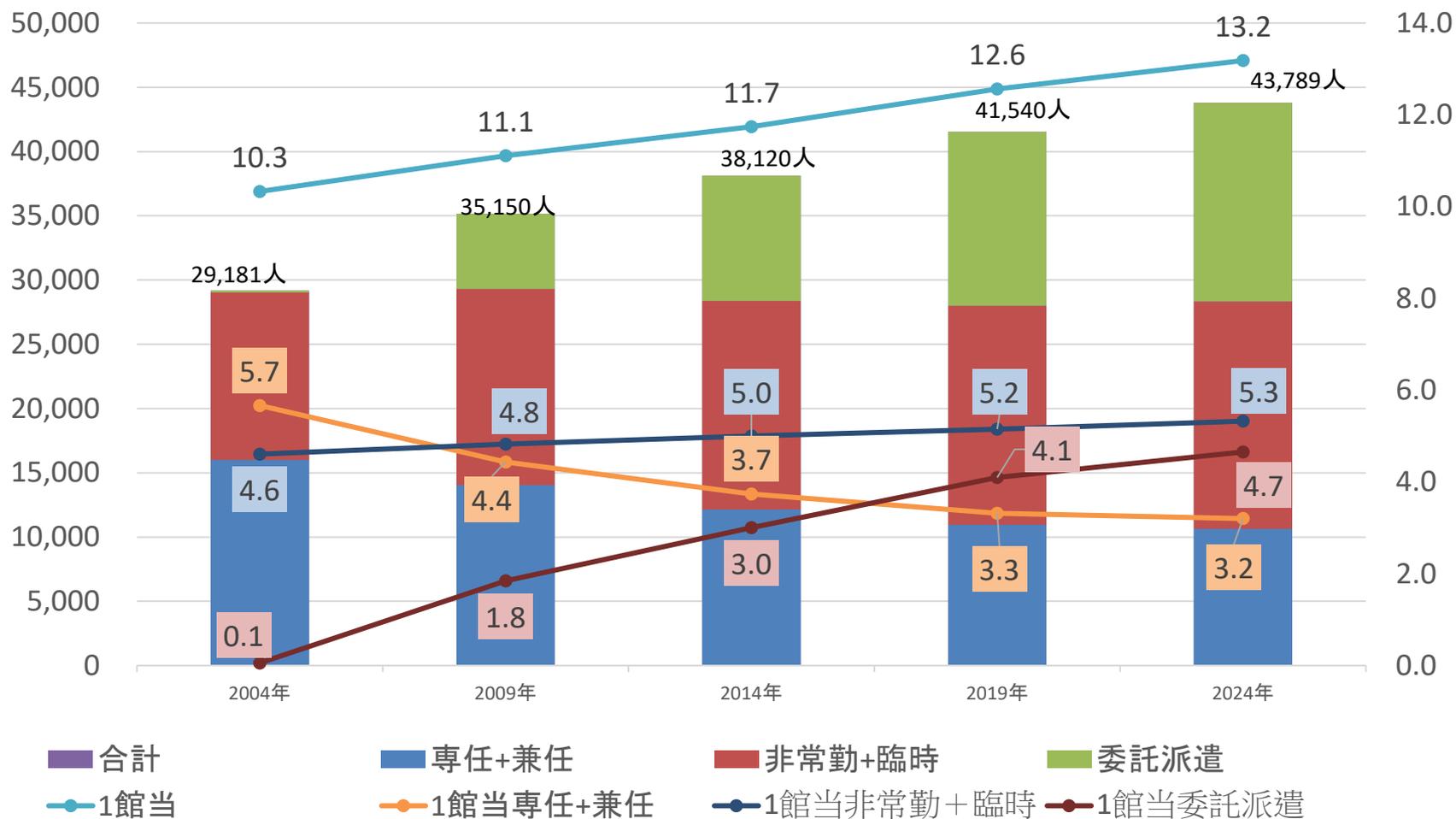
司書・司書補数の推移



司書・司書補数の推移（割合）

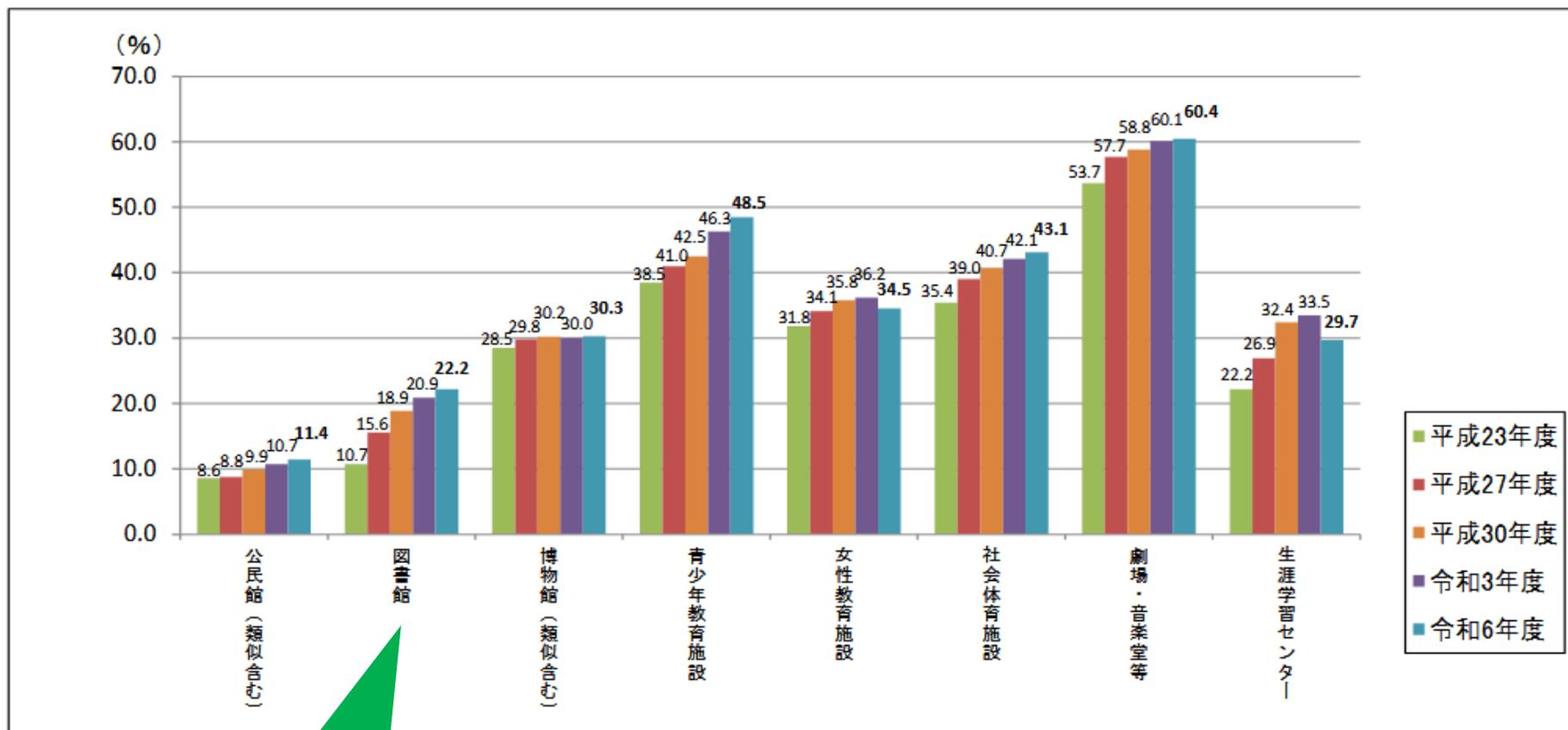


1館当たりの職員数の推移



指定管理者制度導入施設の割合の推移

(参考) 公立の施設数に占める指定管理者制度導入施設の割合の推移



平成23年度10.7%
↓
令和6年度22.2%

公共図書館電子図書館サービス導入自治体数



公共図書館電子図書館サービス自治体普及率

2024年10月1日現在

32.4% (自治体数ベース)

自治体合計1788 (都道府県 47、政令市20、特別区23、市772、町743、村183)のうち

全人口で比較すると、61.7%となり、6割以上の住人は自治体の電子図書館が利用できる

2019年6月に 「読書バリアフリー法」^{※1}が 成立しました！

※1 正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です

「読書バリアフリー法」とは？

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指しています。

どんなことが変わる？

図書館の本も、書店で販売される本も、一層利用しやすい形式になっていきます。ぜひ、図書館の本やサービスを利用してみてください。

紙の本

点字の本のほか、文字の大きさやフォントを変えて読みやすくした本が入手しやすくなります。

デジタルの本

パソコン・タブレット・スマートフォンを使って、さまざまな便利な機能により、自分に合った方法で読める本が増えます。

- 文字の大きさや色を変える
- 漢字にふりがなを付ける
- 内容を音声で読み上げる
- スイッチを使ってページをめくる



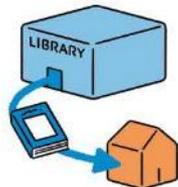
図書館で利用できるサービス

公立図書館

貸出・郵送サービス

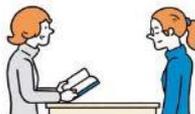
さまざまな種類の本の貸出を行っています。

点字・録音図書や雑誌は、一部の障害者に無料で郵送できます。本を自宅に郵送してくれる図書館もあります。



対面朗読サービス

図書館の本や持参した本を、朗読者が直接読み上げます。短いものは電話で対応してくれる図書館もあります。



機器の利用

読書を支援する機器を利用できる図書館もあります。機器の使い方も教えてくれます。

- 文字を拡大して表示する「拡大読書器」
- 音声DAISYなどを再生するための「DAISY再生機」



点字図書館

図書や雑誌の録音・点訳・貸出を中心に、目の見えにくい方に向けた相談も受け付けています。福祉サービスや施設の紹介、視覚障害者用機器の使用方の説明などです。蔵書にない印刷物の録音・点訳、対面朗読サービス、点訳・音訳をする人の養成も行っています。

図書館で利用できるさまざまな本

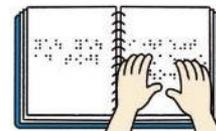
👁️ 大活字本

目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれています。



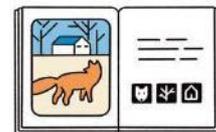
👋 点字図書

点字に翻訳（点訳）された本です。点を使って図や絵を表したものを「点図」といいます。点字と点図を透明なシートに打って、絵本に貼った「点訳絵本」もあります。



👁️ LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けています。



👋 布の絵本・さわる絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっています。ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあり、楽しみながら読むことができます。



DAISY※2

※2 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称です

デジタル録音図書の国際標準規格です。

目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。

音声DAISY

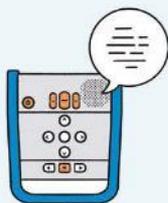
図書や雑誌の内容を録音して音声にしたものです。

図や写真の説明も入っています。

目次やページ情報が収録されているので、

本をめくるように読むことができます。

音声の速さも変えることができます。



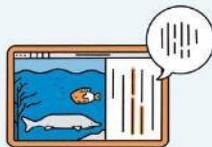
マルチメディアDAISY

文字や画像をハイライトしながら、

その部分の音声と一緒に読むことができます。

パソコンやタブレットなどを使って再生します。

文字の大きさや背景の色も変えることができます。



電子書籍

目の見えにくい方などに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えることができます。

内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えています。

インターネットによるサービス



目の見えない方・見えにくい方、
活字の図書を読むのが難しい方が、
無料で利用できるサービスです。

サピエ図書館

sapie.or.jp/

☎06-6441-1078



インターネット上の電子図書館です。30万タイトル以上の録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聴いたりできます。録音・点字図書の貸出を依頼することもできます。国立国会図書館（視覚障害者等用データ送信サービス）のデータも、一部を除いてサピエ図書館で利用できます。

利用方法

- 利用には申し込み手続きが必要です
- サピエ図書館に登録している図書館で利用することもできます
- お近くの点字図書館・公共図書館か、サピエ事務局へお問い合わせください

国立国会図書館

視覚障害者等用データ送信サービス

[ndl.go.jp/ip/
support/send.html](http://ndl.go.jp/ip/support/send.html)

☎0774-98-1458



国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約3万点のDAISY・テキストデータ・点字データなどを、インターネット経由で利用できます。

改正著作権法が成立（2021年5月26日）

国立国会図書館が各地の図書館向けに行っている
絶版本などのインターネット送信の対象を一般に
拡大



国立国会図書館
(デジタルコレクション)



図書館送信
参加館

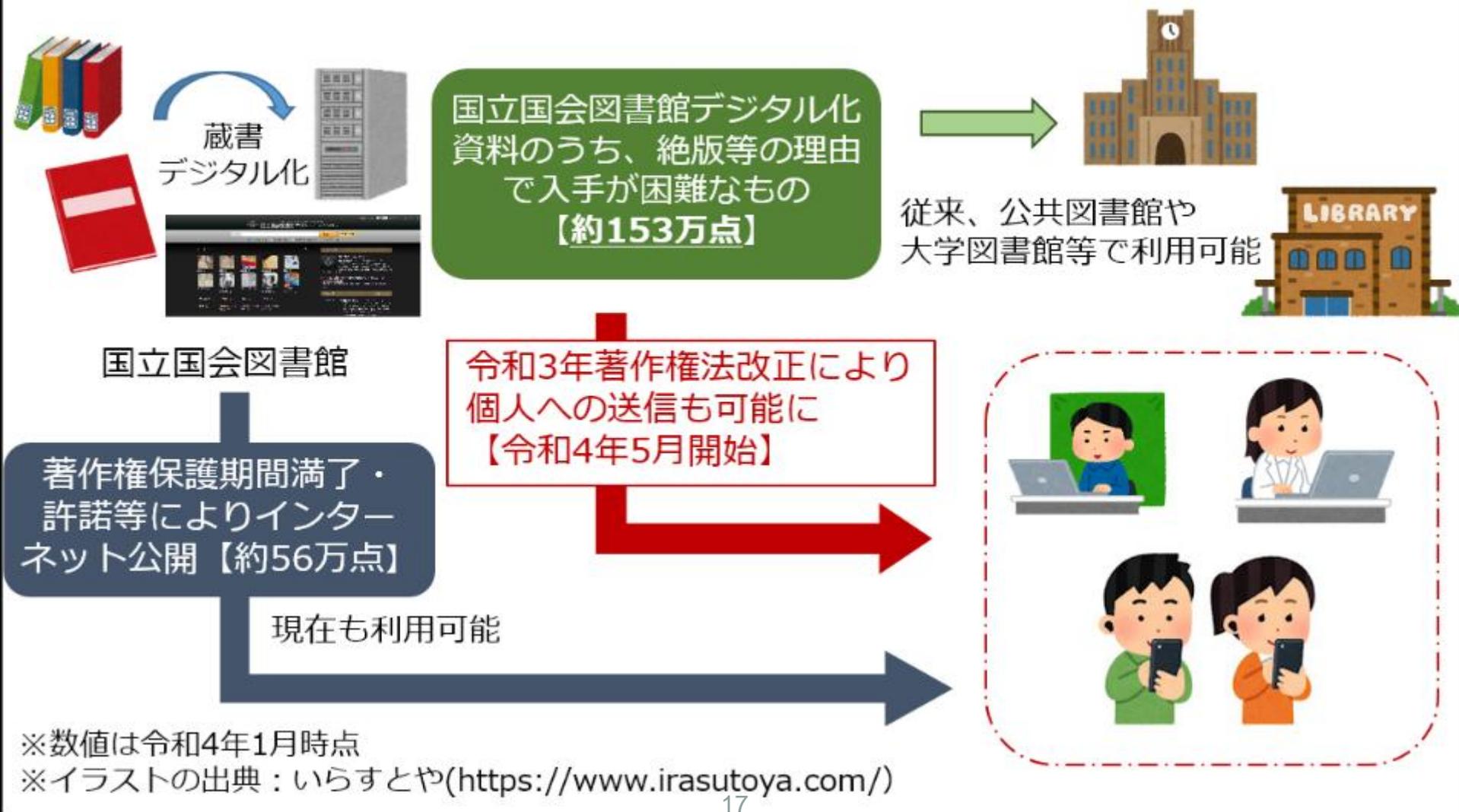


利用者

絶版等資料のデータを利用者に直接送信

NDL個人向けデジタル化資料送信サービス開始 (2022年5月19日)

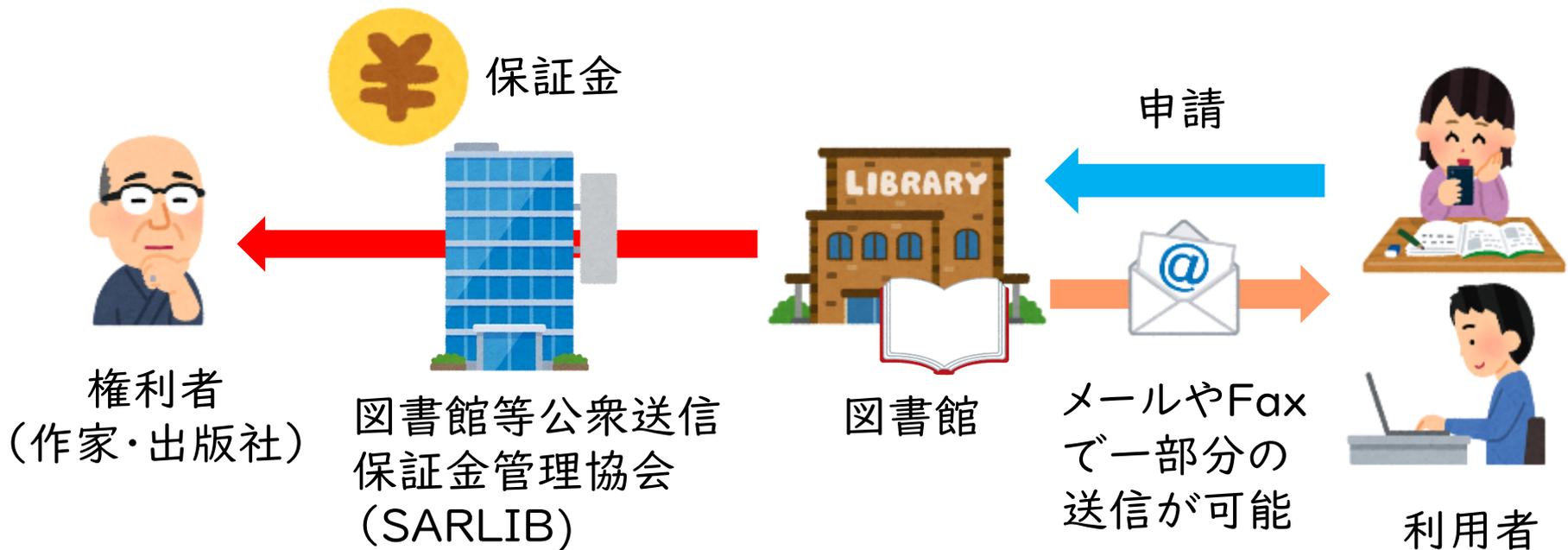
国立国会図書館の個人向けデジタル化資料送信サービス



改正著作権法が成立（2021年5月26日）

図書館の蔵書を電子データ化し、利用者にメール等で送信できるようにする

その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払う
公布から2年以内に施行



図書館等公衆送信により支払う保証金の額

図書館資料の種類	補償金算定式	備考
新聞	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
定期刊行物 (雑誌を含む。)	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
本体価格が明示さ れている図書	本体価格を総頁数で除し、 公衆送信を行う頁数と係数 10 をそれぞれ乗ずる	1 冊あたりの申 請に係る補償金 額が 500 円を下 回る場合には、 500 円とする
上記以外 (本体価格不明図 書・脚本/台本含む 限定頒布出版物・ 海外出版物等)	1 頁あたり 100 円	1 冊あたりの申 請に係る補償金 額が 500 円を下 回る場合には、 500 円とする

(注) 見開きで複写を行い、図書館等公衆送信を行う場合は、2 頁と数える。

デジタルアーカイブの整備 ジャパンサーチ正式版公開（2020年8月）



ジャパンサーチとは

- ジャパンサーチは、我が国のさまざまな分野のデジタルアーカイブと連携し、多様なコンテンツをまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームです。
- デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）の方針のもと、さまざまな機関の協力により、国立国会図書館がシステムを運用しています。
- 2020（令和2）年8月に正式版を公開しました。



連携しているデータ
約2,200万件



連携機関（つなぎ役）
20機関以上



連携データベース
100件



閲覧数
約100万PV



海外100か国超
からアクセス

（2021年1月現在。閲覧数は2020年8月25日から2021年1月31日までの数）



公共施設等総合管理計画

昭和40年代～50年代に大量に建てられた公共施設の大規模修繕、建て替え時期が到来

自治体の財政状況の悪化→全ての施設の現状維持は不可能

人口減少、高齢化→公共施設に対する需要の変化

公共施設の見直し

耐震化、長寿命化、統合、廃止を計画的に行う
PPP, PFIの活用



中心市街地の活性化に関する 法律の一部を改正する法律

住宅や店舗の郊外化、中心部の空洞化
人口減少、高齢化→行政サービス、インフラの全域維持が
困難に

コンパクトシティの実現へ

中心市街地に都市機能を高密度にまとめ、徒
歩や公共交通での移動がしやすい都市
インフラの維持管理、福祉・医療等の行政サ
ービスも効率化



中心市街地の活性化

にぎわいの創出

③ 事業効果の想定

○豊橋駅前大通二丁目地区第1種市街地再開発事業

本市の中心市街地のにぎわい・回遊拠点としての機能を有していた狭間児童広場、名豊ビル、開発ビル等のリニューアルを図り、商業・業務・住宅機能とまちなか広場（仮称）やまちなか図書館（仮称）を含む公共公益機能を一体的に整備し、本市の中心市街地のにぎわいの創出を図っていくものである。

豊橋市 「第2期豊橋市中心市街地活性化基本計画」より

図書館の持つ集客力
の高さに注目

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会
交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業
 ○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（集会所、広場、地域防犯施設、再生可能エネルギー施設等）、高層空間形成施設（歩行者誘導施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、誘導施設相当施設（歴史、社会福祉、教育文化施設等）等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）
※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を総合・整備する場合、原状を元の施設等の移転等を対象。
 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。



国土交通省による 交付金制度の普及

施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】
 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
- (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 1日の時間通行本数が普通で1時間当たり3人以上あるものに限る。
 ※2 直前の国勢調査に基づく（今後、直前の国勢調査の結果に基づきDIDに含まれると見込まれる区域を含む）
 一ただし、令和6年度末まで計画に提出される都市再生整備計画に基づく事業を取り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表してなくても、(1)の区域において実施可能
 一立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（都市圏外区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も高くなる見込まれる、都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画に示さない場合は可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】
 ○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と相弊がないと認められる区域

- (1) 観光資源活用計画
- (2) 観光整備実施計画
- (3) 観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】
 ○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）

- (1) 基幹市町村と連携し市町村等間で形成した広域的な立地適正化の方針において、連続した市町村の拠点となる区域
- (2) 基幹市町村と連携し市町村等間で形成した広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管内構想・地域計画において、連続した市町村の拠点として位置付けられた区域

※基幹市町村：都市圏誘導区域を有する市町村、準都市町村：都市計画区域を有しない市町村

○都市再生整備計画事業(基幹事業)として、地域生活拠点内で支援対象となる「誘導施設相当施設」を新たに創設(移転・統廃合に限る)。

誘導施設に図書館

- 事業費上限1億円(一定の要件を満たす場合、上限30億円)
- 「移転元地の適正化にかかる事業(統廃合により廃止された施設の除却、敷地の整地、廃止施設の活用)」が活用可能であり、誘導施設相当施設に要する費用の外枠。
- ハコモノ要件の対象

誘導施設相当施設

対象施設	施設名	法的位置付け
1) 医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	医療法第1条の5
	診療所	
2) 社会福祉施設	「社会福祉法」、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「生活保護法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「地域における医療及び介護の促進に関する法律」、「介護保険法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子保健法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設	
3) 教育文化施設	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
	幼稚園	学校教育法第1条
	小学校	
	中学校	

対象施設	施設名	法的位置付け
3) 教育文化施設	義務教育学校	学校教育法第1条
	高等学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
	各種学校	学校教育法第134条
	図書館	図書館法第2条第1項
3) 教育文化施設	博物館・博物館相当施設	博物館法第2条第1項 博物館法第29条
	乳幼児一時預かり施設(厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って施設を整備・運営するものに限る)及びこども送迎センター(厚生労働省による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って施設を整備・運営するものに限る)	



場としての図書館

災害などで必ずどこかの地域でハード（建物）
やインフラが被害を受け、使えなくなる。

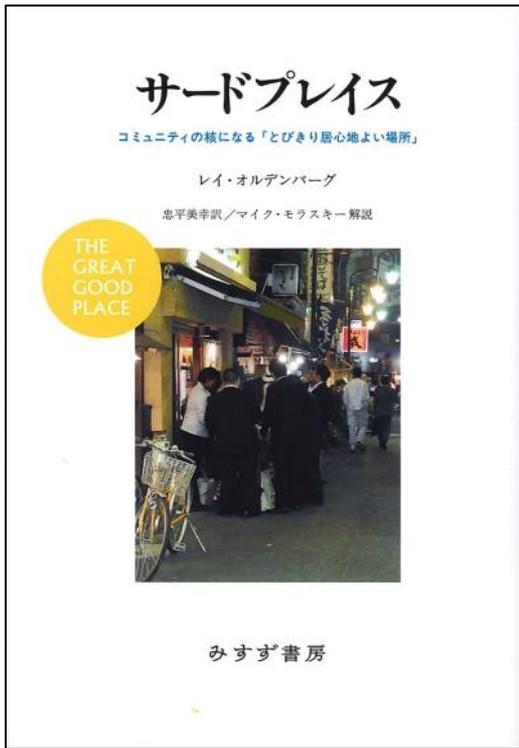
その時に、人々の命を救い、支えあうために社会的
インフラが必要

『集まる場所が必要だ 孤立を防ぎ、暮らしを守る「開かれた場」の社会学』エリック・クリネンバーグ

社会的インフラ

図書館、学校、広場など





第一の居場所



第二の居場所



サードプレイス
コミュニティの核になる
「とびきり居心地よい場所」

第三の居場所





図書館の役割はより重要に

少子化、縮小社会、地域の危機

→持続可能な地域づくりのためには

行政のみならず社会全体が公共性を持つ
必要がある。

住民自ら様々な情報を収集し、多様な人たち
と協働しながら地域づくりを進める必要

→図書館の役割はますます重要になる



シビックプライド・ 地域アイデンティティの醸成

住み続けたいまちづくり

地域住民の地域に対して持つ誇りや愛着

- ・シビックプライド
- ・地域アイデンティティ

ふるさと教育